令和８年度中山間地域等直接支払制度活用促進事業委託業務仕様書（案）

この業務仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行う、「令和８年度中山間地域等直接支払制度活用促進事業」（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

１　業務の名称

令和８年度中山間地域等直接支払制度活用促進事業委託業務

２　目的

中山間地域等直接支払制度におけるスマート農業加算は、中山間地域の生産性向上及び農作業等の省力化を支援するものであるが、本県における活用は低調な状況にある。

集落協定においては、スマート農業機器に関する情報不足に加え、地域課題に適した機器の選定、導入後の運用体制、操作人材の確保、維持管理等が導入の課題となっている。

このため、スマート農業機器の展示及び実演、導入事例の共有、メーカー等との意見交換等を実施し、参加する集落協定が地域課題に応じた機器の導入及びスマート農業加算の活用を具体的に検討する契機とする。

３　関係法令

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守して行うこと。

（１）長野県財務規則（昭和 39 年長野県規則第８号）及び諸規則

（２）委託契約書

（３）その他関連法令及び通達

４　委託期間

契約締結の日から令和９年３月 31 日まで

５　業務の内容

受託事業者は、次の項目について委託者と協議の上、スマート農業機器の展示会を開催する。

（１）展示会開催に向けた企画・調整・募集・受付業務

・中山間地域の集落協定の住民が本制度の活用促進を、自らが考えるきっかけとなるようなプログラムを企画立案すること。

・企画実施に伴う各種調整（会場の確保、集落協定等の関係者への案内、参加メーカーとの連絡調整等）を行うこと。

・必要に応じて、先進事例の講演等も展示会にあわせて実施すること。

・参加者に対しアンケートを実施することとし、アンケート項目については、委託者と協議の上、決定すること。回収したアンケートを集計し、結果を提出すること。

（２）実行計画書および当日進行に関わる資料の作成

・委託者と協議の上、以下の資料を作成すること。

実行計画書（開催概要、周知方法、運営体制)、進行台本、会場構成

・開催概要は以下を参考にすること。

開催日時	令和９年２～３月の平日　２～３時間程度/回
回　　数	２回
会　　場	以下のスペース・設備を有する県内の施設 ・スクリーンを活用して、多数の参加者向けに説明が可能 ・スマート農業機器等の展示が可能 ・駐車場
対 象 者	（メイン） 中山間地域等直接支払制度を活用している集落協定の代表者、構成員 （サブ） 市町村事業担当職員、 関係機関・団体職員等
内　　容	① 制度説明 ② スマート農業機械の紹介発表 ③ スマート農業加算に取り組む集落等による事例発表 ④ スマート農業機械の展示（鳥獣害対策もあわせて）
参 加 料	無料

※物理的距離を考慮し中規模を２回程度開催することを想定しているが、大規模を１回、小規模を３回など必要に応じて提案することを妨げない。

（３）展示会の開催、運営

・展示会の当日運営業務全般（当日は県からも協力可能）

・講師、事例発表者等への謝金・旅費、その他展示会開催に要する経費※の支払い一式

（※会場借上料、設営費、機材使用料含む）

６　成果物等

５の業務内容をまとめた報告書を１部、令和９年３月 31 日までに提出すること。

７　スケジュール

事業実施に関する概ねのスケジュールは以下のとおり。受託者は下表及び企画提案に基づく本業務を実施すること。

時期（目安）	内 容
令和８年 12 月～ （契約締結後）	打合せ、開催に向けた調整
令和９年１～２月	対象参加者への周知開始
令和９年２～３月	展示会開催

８　機密保持

受託者は、本業務により知り得た情報について、本業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならない。

９　その他

（１）受託者決定から契約締結までの間に委託者と契約内容を詳細に協議すること。

（２）本委託業務で作成する情報は、委託契約締結時に協議により詳細を詰めるものであること。なお、協議の過程で作成した情報の一部修正や作成が必要な情報以外のものを仕様に追加する場合がある。

10　委託業務実施に当たっての留意事項

（１）本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。

（２）本業務の実施に際し、第三者が著作権を有するものを使用したことで問題が生じたときは、県に不利益が生じないように受託者の責任において処理すること。

（３）使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分に配慮し、これを行わないこと。

（４）業務上知り得た個人の秘密は、第三者に漏らしてはならない。この項については契約期間の終了後または解除後も同様とする。

（５）成果物（業務の過程で得られた記録等を含む。）を県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。

（６）本業務の実施のために県が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用してはならない。

（７）本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

（８）成果物等に関する著作権は、長野県に帰属するものとし、県が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。

（９）受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行い、業務を実施すること。

(10) 業務に必要な経費は受託者側で負担すること。

(11) その他、本業務の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めること。